

## 臨時栄養教諭の勤務条件等【概要】

堺市教育委員会

	臨時栄養教諭	
	任期付職員 (育児休業代替、配偶者同行休業代替)	臨時的任用職員
業務内容	〔臨時栄養教諭〕給食管理や食に関する指導など、栄養に係る業務全般	
勤務地	〔臨時栄養教諭〕 小学校、中学校、支援学校	
勤務時間等	〔時間〕 ・1日7時間45分 ・週あたり38時間45分 〔曜日等〕 ・原則として、月～金の8時30分～17時00分(うち休憩時間45分) (中学校夜間学級:12時30分～21時00分)  〔時間外勤務〕 ・命じることがある。(堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第7条の5各号に掲げる業務)	
条件附採用期間	1年	なし
人事評価	・任用期間に応じてあり(6月以上)	
年次有給休暇	・1年間につき、20日付与(任用期間による割り落としあり)	
その他休暇	・特別休暇(育児時間・子の看護等休暇・忌引など)、病気休暇、介護休暇、介護時間を正規職員と同様に付与	
給与/報酬等	〔月給〕(内訳 給料+教職調整額+地域手当+義務教育等教員特別手当) ・大学卒(4年制) 約313,000円 ・短大卒(2年制) 約286,000円 ※職歴等を有する方は、上記の額に55歳になった年度末までの経験年数等を考慮して、最終的に給与月額が決定されます。	
諸手当	・扶養手当、住居手当、通勤手当 (扶養手当、住居手当は、月の1日に要件を具備する場合は、その月から支給。それ以外は翌月から支給。通勤手当は採用日から退職日まで支給) ・期末勤勉手当 (基準日〔6月1日及び12月1日〕に在職する職員及び基準日前1か月以内に退職した者に支給)	
支払方法	・当月分を毎月20日に支給	
退職手当	・引き続き6月以上の期間を勤務した場合に支給	
健康保険・年金	・健康保険:公立学校共済組合に加入 ・年金保険:公立学校共済組合に加入  【年金に関する注意事項】 (1)いわゆる年金の3階部分(経過的職員加算、年金払い退職給付)は、全額支給停止となる。 (2)いわゆる年金の2階部分(老齢厚生年金)は、年金と賞金を合算した月額が一定の金額を超えた場合に、年金の一部又は全部が支給停止となる。	・健康保険:公立学校共済組合に加入 ・年金保険:一般厚生年金に加入  【年金に関する注意事項】 (1)いわゆる年金の3階部分(経過的職員加算、年金払い退職給付)は、支給される。 (2)いわゆる年金の2階部分(老齢厚生年金)は、年金と賞金を合算した月額が一定の金額を超えた場合に、年金の一部又は全部が支給停止となる。
介護保険	・40歳以上65歳未満の方は、介護保険第2号被保険者となるので、健康保険料とは別に介護保険料も徴収	
雇用保険	・退職手当の支給対象者は非加入	
災害補償	・地方公務員災害補償法の定めるところによる。	
服務	・地方公務員法の定める服務に関する規定(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、営利企業への従事等の制限等)を適用	
その他	・本務者が辞職したり予定期間より前に復職した場合は、その時点で任用事由が消滅することになります。 ・常勤講師、養護助教諭は、他に報酬を得る仕事等をすることは原則できません。非常勤講師は他の職業を兼ねることが可能ですが、兼業の報告書提出が必要となります。また、兼業する職の労働時間と通算して法定労働時間を超過するときは、勤務時間等の変更を行う場合があります。 ・任用の際は面接選考を行い、年度内に一度だけ受験することが可能です。	

※上記内容は、令和8年4月1日時点の情報であり、今後、変更となる可能性があります。